

# 見守り契約・財産管理等委任契約・任意後見契約 の報酬・費用・手数料等基準

## 1. 各契約書作成サポート報酬

(業務内容) ①本人の思いの聴き取り、②ライフプラン等のチェック、  
③資産・収支等の確認、④各種契約書案の作成、  
⑤公正証書の場合、各種契約公正証書の公証手続補助

・見守り契約・財産管理等委任契約の契約書作成 15万円(最低額)～

★見守り契約・財産管理等委任契約は同時に一括して作成することをお勧めいたします。  
どちらか一方のみの場合はご相談のうえ報酬は減額いたします。

・任意後見契約の契約書作成 15万円(最低額)～

★任意後見契約を伴わない財産管理等委任契約は原則として契約締結いたしません。

※契約内容の種類数及び種類の難易度により加算されることがございます。

※公正証書による契約の場合は公証人との打合せが含まれます。

※公正証書は公証人の手数料がかかりますので別途、ご負担いただきます。

※手続にかかる手数料及び郵送料の実費は別途ご負担いただきます。

## 2. 各種契約の各種業務報酬(当職が行う各種業務に関する報酬)

・各種業務内容につき応相談

★定額報酬(日常業務報酬)は月額払い

★定額報酬以外報酬(日常業務以外の身上保護業務報酬)は業務終了時払い

※日常業務と日常業務以外はお打合せのうえ業務内容及び報酬を決定させていただきます。

※業務内容の種類数及び種類の難易度、資産・収支等の状況につき異なります。

## 3. その他

・特殊な事務内容や例外的な事案の場合はその都度、報酬・費用・手数料等お伝えいたします。

・出張等の交通費、郵送料等の個別経費の実費は、別途負担とする。

・その他、契約にあたってお打合せ、ご相談のうえ行っていきます。

※上記報酬額は税別価格の為、別途、消費税がかかります。

クローバースタイル法務事務所 司法書士 平井利誉

〒567-0881

大阪府茨木市上中条一丁目6番25号 西山ビル201号

TEL 072 (697) 8999

FAX 072 (697) 8998